

## 検査標章の貼付位置の見直しについて Q A

### Q 1. なぜ、検査標章の貼付位置の見直しを行うのか

A 1. 従前より無車検運行防止対策につきましては様々な施策を講じてきているところであるが、さらなる無車検運行防止対策として、これまで前方から見やすい位置としていたものを、運転者席からも見やすい位置に貼付することにより、運転者が自動車検査証の有効期間を容易に確認できる状況を作ることで、車検の受け忘れ等を未然に防止することを目的とし今般の検査標章の見直しをするもの。

### Q 2. 既に貼付している検査標章については、貼付位置の変更ができないことから次回車検以降の取扱いとしてほしい。

A 2. 既に貼付している検査標章の貼付位置を変更する必要はない。

本取扱いについては、施行日（令和5年7月3日）以降、新たに検査標章を貼付する際の取扱いとなる。

### Q 3. 貼付位置を指定された位置に貼らなかった場合の罰則はあるのか。

A 3. 道路運送車両法第66条において、自動車には検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならないとされており、省令により前面ガラスの内側に貼付等するよう規定している。

また、検査標章の具体的な貼付位置については、今般改正される自動車検査業務等実施要領により自動車の使用者を指導させていただいているため、ご協力をお願いしたい。

なお、同法第66条に違反した場合、同法第109条の罰則が適用される場合がある。

### Q 4. 前面ガラス上部が着色されているものはどこに貼れば良いのか。

A 4. 原則として、運転者席側上部で車両中心から可能な限り遠い位置に貼付していただくこととなる。このとき、車外前方から検査標章の文字が識別できない場合にあっては、文字が認識できる位置まで下方にずらした位置に貼付願いたい。

### Q 5. 車両構造や前面ガラスにドライブレコーダーやETC受信機器等が貼り付けられている車両もあり運転者席側に貼れない場合はどこに貼れば良いか。

A 5. 検査標章の貼付位置については、原則として、運転者席側上部で車両中心から可能な限り遠い位置としたところだが、物理的に貼付できない場合や運転者の視野を妨げる場合は、例外として、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置でも貼付が可能とする。このとき、運転者席から見て後写鏡に隠れない位置に貼付願いたい。

Q 6. 検査標章の貼付位置が違うことにより車検を受検できない等といったことは考えられるのか。

A 6. 繼続検査の受検ができなくなる等の措置は考えていない。

Q 7. サンバイザーで隠れる部分はどのように考えればよいか。

A 7. 従前、検査標章は前面ガラスへの貼付を定めておりますが、一時的にサンバイザーで隠れることについては、これまでと扱いは変わらず問題ない。